

最高裁秘書第2791号

令和4年9月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書開示通知書

4月15日付け（同月19日受付、第040070号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和4年4月20日付け最高裁人任第710号人事局長回答「司法修習生の修習終了証明について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課 (文書開示第二係) 電話03(4233)5240(直通)

最高裁人任第710号

令和4年4月20日

日本弁護士連合会事務総長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 德岡治

(公印省略)

司法修習生の修習終了証明について

(3月23日付け日弁連審1第780号に対する回答)

令和2年度（第74期）司法修習終了者名簿を別添のとおり送付します。

本名簿記載の者が4月20日付けで司法修習生の修習を終えた者であることを証明します。